

NEWS LETTER

January 2023 - Vol.22

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[法律第19172号] 化学物質の登録及び評価等に関する法律 一部改正法律.....	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	4
暴露シナリオ例示(DB)公開(2022.12月基準).....	4
政府生産有害性試験資料の“条件付き使用承認”試験計画書項目の使用承認申請案内.....	4
既存化学物質の事前(変更)申告結果のお知らせ(22.12.31).....	4
化学製品安全法(K-BPR)	5
法律の動向 - 改正・予告(案)など	5
[国立環境科学院告示第2022-92号] 「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正	5
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	6
生活化学製品安全基準の適合確認申告マニュアル及びQ&A集を改正配布.....	6
殺生物剤の承認関連質疑応答事例集.....	6
日常生活用殺菌・消毒剤の申告及び承認履行の案内	6
殺生物製品承認のための提出資料作成案内書	7
2022年承認殺生物物質情報及び注意事項の案内	7
承認対象安全確認対象生活化学製品の製造・輸入者に対する殺生物製品管理制度履行の案内.....	8
承認猶予対象殺生物剤の承認履行圏域別説明会申請	8
2023年殺生物剤(物質・製品)の承認申請日程.....	8
産業安全保健法(ISHA)	10
法律の動向 - 改正・予告(案)など	10
[その他][環境部令第1017号][大気環境保全法施行規則]一部改正	10
[雇用労働部公告第2022-566号] 「新規化学物質の名称等公表」.....	10
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	11
[専門教育及びコンソーシアム教育] 2023年韓国化学物質管理協会の年間教育日程について.....	11

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[法律第19172号] 化学物質の登録及び評価等に関する法律 一部改正法律

改正理由及び主な内容

重点管理物質が含有された製品を生産したり輸入する者の申告事項のうち、重点管理物質の暴露情報、含有量、用途など重要な事項が変更された場合には、変更申告を行うように改正する。また、化学物質の登録・申告及び製品に含有された重点管理物質の申告などに関する権利・義務の承継について定め、承継した者が承継した日から1か月以内にその事実を申告するように法律を改正する。

付則

本法律は公布後1年が経過した日から施行(2024.1.4)する。

参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/main.do>)

※ 詳細な内容は本 PDF の添付ファイル **19172.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/main.do>)のお知らせメニュー及び化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/repwrt/index.do>)のお知らせメニューでご確認いただけます。

暴露シナリオ例示(DB)公開(2022.12月基準)

暴露シナリオ例示(DB)を追加公開(累積した暴露シナリオ数305、製品群数62)

“暴露シナリオ例示ファイル”はいろんな業種及び製品群での暴露シナリオ作成事例をまとめた事例ファイルで、K-ChesarまたはESD & Tを活用し暴露シナリオを作成する際に、類似する事例などを参考できる。

※ 暴露シナリオ事例DB活用方法などは、化学安全産業界支援センターホームページの [資料室] メニューに掲載された“暴露シナリオ作成事例集(2021年12月)”を参考

- お問い合わせ: 韓国化学物質管理協会の危害性評価チーム(02-3019-6719, 6738, 6706)
- ※ その他、詳細な内容はお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学安全産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/main.do>、お知らせ事項)

政府生産有害性試験資料の“条件付き使用承認”試験計画書項目の使用承認申請案内(1.3.基準)

現在、条件付き使用承認対象試験資料1,528件のうち、試験計画書で代替できる試験項目31件を国有財産として追加登録が完了され、試験資料使用承認申請対象を案内

※ その他の詳細内容は、化学安全産業界支援センターホームページのお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学安全産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/main.do>、お知らせ事項)

既存化学物質の事前(変更)申告結果のお知らせ(22.12.31)

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第42条(化学物質情報の公開)及び同法施行規則第51条(化学物質情報の公開等)第2項により、既存化学物質の申告結果を公開

※ 結果は化学安全産業界支援センターホームページのお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学安全産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/main.do>、お知らせ事項)

化学製品安全法(K-BPR)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[国立環境科学院告示第2022-92号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第18条第3項及び同法施行令第38条第1項第6の2号による「承認猶予対象既存殺生物物質指定」を一部改正・告示する。

改正の概要

改正された生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律(2020.3.24.施行)第18条第3項により申告された既存殺生物物質を承認猶予対象既存殺生物物質として追加指定し、第19条第3項により承認猶予対象既存殺生物物質の指定を解除する目的である。

参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/main.do>)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **NIER_2022-92.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は化学製品管理システムホームページ (<https://chemp.me.go.kr/>) お知らせ事項メニューでご確認いただけます。

生活化学製品安全基準の適合確認申告マニュアル及びQ&A集を改正配布

生活化学製品安全センターでは、生活化学製品の製造・輸入業者の安全基準適合確認及び申告業務をサポートするために、安全基準適合確認申告マニュアルとQ&A集を制作し配布

※ その他の詳細内容は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、資料室)

殺生物剤の承認関連質疑応答事例集(2022.12)

企業がスムーズに承認制度を履行できるように、殺生物剤承認関連の質疑応答事例集を案内

※ その他の詳細内容は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)

日常生活用殺菌・消毒剤の申告及び承認履行の案内

○ 案内文から抜粋

新型コロナウイルス感染症が長期化するにつれ、生活空間及び空気を殺菌・消毒する用途で表示・広告する製品が市場に流通しているが、生活空間及び空気を殺菌・消毒する用途で安全性と効果が確認され申告・承認された製品はまだないため、現在市場に販売・流通されている製品は不法製品と判断される。

そこで日常生活空間で使用する殺菌・消毒製品に対する申告・承認対象分類基準を案内する。

これに違反した場合、「化学製品安全法」第56条などにより罰則が科されることがある。

<日常生活用殺菌・消毒製品の届出・承認対象の基準>

日常的な生活空間内で空気を殺菌する用途で販売する製品は「化学製品安全法」第10条第6項及び「安全確認対象生活化学製品告示」に基づき「感染症予防用防疫殺菌消毒剤」として承認(国立環境科学院)後、製造・輸入が可能

但し、日常的な生活空間内で物体の表面だけを殺菌するための用途で販売する製品は「化学製品安全法」第10条第1項、第4項及び「安全確認対象生活化学製品告示」に基づき「殺菌剤」として安全基準適合確認及び申告(韓国環境産業技術院)後に製造・輸入可能

○ お問い合わせ: 国立環境科学院化学物質研究課(1800-1253)

※ 全文及びその他の詳細内容は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 申告対象安全確認対象生活化学製品(韓国環境産業技術院))

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 承認対象安全確認対象生活化学製品(国立環境科学院))

殺生物製品承認のための提出資料作成案内書

国立環境科学院では、2022年9月に掲示された「殺生物製品承認のための提出資料作成案内書」の内容のうち、成分分析資料提出の書式変更と物理化学的特性の説明を追加するなど案内書を更新

※ その他の詳細内容は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)

2022年承認殺生物物質情報及び注意事項の案内

○ 案内文から抜粋

承認が完了した48種の殺生物物質*(22年承認猶予対象)に対する承認情報を案内する。殺生物物質の承認を受けた者は、下位使用者(製品業者など)に殺生物製品承認などの経過措置及び承認を受けた殺生物物質に対する使用可能な殺生物製品類型、殺生物物質用途(使用施設、使用空間、使用者範囲)などを漏れなく案内すること。また、殺生物物質の承認をまだ受けていない者は、下位使用者(製品業者など)に殺生物製品承認などの経過措置及び未承認結果に関する事項を漏れなく案内し、法令違反事項が発生しないよう積極的な協力を要請する。

○ お問い合わせ: 国立環境科学院(1800-4840)

※ 全文及びその他の詳細内容は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 承認対象安全確認対象生活化学製品(国立環境科学院))

承認対象安全確認対象生活化学製品の製造・輸入者に対する殺生物製品管理制度履行の案内

○ 案内文から抜粋

安全確認対象生活化学製品として承認が完了した製品のうち、殺生物製品に該当する品目*は承認猶予期間内に殺生物製品として承認を受けるように定められているため、円滑に制度を履行するために次のように案内する。

* 加湿器用消毒・保存剤、感染病予防用防疫殺菌・消毒剤、保健用殺虫剤、保健用忌避剤、感染病予防用殺虫剤、感染病予防用殺鼠剤、加湿器用生活化学製品など総7品目

1.承認を受けた殺生物物質を含有した安全確認対象生活化学製品： 2024年までに製造・輸入が可能(但し、2024年12月までに殺生物製品として承認を完了しなければならない)

2.承認を受けていない殺生物物質を含有した安全確認対象生活化学製品： 2023年までに製造・輸入が可能(但し、2023年12月までに殺生物製品として承認を完了しなければならない)

※ 全文及びその他の詳細内容は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 承認対象安全確認対象生活化学製品(国立環境科学院))

承認猶予対象殺生物剤の承認履行圏域別説明会申請(1/30、31)

環境部では殺生物物質及び殺生物製品の承認履行企業を対象に、1/30、1/31に開催する圏域別説明会申請を案内

※ 全文は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)

2023年殺生物剤(物質・製品)の承認申請日程

○ 案内文から抜粋

2022年承認猶予対象殺生物物質のうち、承認完了した48種を含む殺生物製品*は、**2024年12月31日までに製品承認を猶予**

期限内に承認を完了するために、製品の製造・輸入者は**2023年9月までに完備性が整った承認申請資料を準備し製品承認を申請する必要がある。**

* 殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、忌避剤、殺藻剤

承認を受けていない2022年承認猶予対象物質は、2023年1月1日付けで製造・輸入禁止、販売、贈

与、陳列、保管禁止、回収、廃棄措置、課徴金及び罰則適用

なお、承認を受けていない2022年承認猶予対象物質を含む殺生物製品は2024年1月1日より製造・輸入・販売・流通が禁止

一方、2022年承認申請したが未承認状態の既存殺生物物質（68種）を含む殺生物製品を引き続き国内流通しようとする場合、2023年1月31日（2月1日0時前*）までに完備性が整った承認申請資料を備え、物質と製品を同時承認申請する場合に限り、2023年以内に評価（短縮評価）できるような措置

○ **お問い合わせ:** 国立環境科学院(1800-4840)

※ 全文は、化学製品管理システムのお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[その他][環境部令第1017号]「大気環境保全法施行規則」一部改正

改正理由及び主な内容

PM2.5の排出低減を通じて国民の健康被害を予防するために、国家機関及び地方自治体などで自動車を新たに購入したり賃借する場合には、電気自動車など第1種低公害自動車を購入・賃借するようにする。また、交換用排出ガス低減装置*の認証のための低減効率基準を当該排出ガス低減装置の汚染物質別排出量及び製作自動車排出許容基準を考慮して環境部長官が定め告示するようにする。

そして、検査有効期間が過ぎた添加剤を再検査する場合には、再検査を受ける添加剤が最初に検査を受けた添加剤と同一であることを証明できる資料を提出する場合、製造基準該当検査の一部を省略できるようにするなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完するためである。

* 交換用排出ガス低減装置：「大気環境保全法」第48条第1項により認証を受けた自動車の出庫時に装着されていた排出ガス低減装置を交換し使用できる装置

参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/main.do>)

[雇用労働部公告第2022-566号]「新規化学物質の名称等公表」

「産業安全保健法」第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を公告

参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/main.do>)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **MOEL_2022-566.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は化学物質管理協会(https://www.kcma.or.kr/sub5/5_1.asp)のお知らせメニューでご確認いただけます。

[専門教育及びコンソーシアム教育] 2023年韓国化学物質管理協会の年間教育日程について

韓国化学物質管理協会の技術教育チームは2023年に行われる専門教育及びコンソーシアム教育関連の年間教育日程を案内する。

2023年1月2日から次年度教育申請受付が可能であり、教育申請希望時に韓国化学物質管理協会の安全教育センターホームページで申請可能

ホームページアドレス: <https://edu.kcma.or.kr/main/main.asp>

参考資料

韓国化学物質管理協会(<https://www.kcma.or.kr/main/main.asp>、お知らせ)